

244,500	307,600	192,400	265,400	140,200	194,800	220,800	292,800	165,800	231,700
245,900	308,700	194,300	267,900	141,500	197,100	222,900	294,100	168,100	234,500
247,300	309,800	196,200	270,400	142,800	199,400	225,000	295,400	170,400	237,300
248,700	310,900	198,100	272,900	144,100	201,700	227,100	296,700	172,700	240,100
250,200	312,100	199,800	275,200	145,200	203,800	229,000	297,900	174,800	243,000
251,600	313,200	201,700	277,100	146,900	206,100	231,100	299,200	176,900	245,800
253,000	314,300	203,600	279,000	148,500	208,400	233,200	300,500	179,000	248,600
254,400	315,400	205,500	280,900	150,100	210,700	235,300	301,800	181,100	251,400
		207,500	282,600	151,600	212,900	237,300	302,900	183,100	254,300
		209,400	283,900	153,500	215,300	238,900	304,100	184,900	256,800
		211,300	285,200	155,400	217,700	240,500	305,300	186,700	259,300
		213,200	286,500	157,400	220,100	242,100	306,500	188,500	261,800
		215,100	287,500	159,200	222,400	243,600	307,600	190,300	264,100
		217,100	288,800	161,300	225,300	245,100	308,700	192,200	266,700
		219,100	290,100	163,500	228,200	246,600	309,800	194,100	269,300
		221,100	291,400	165,600	231,100	248,100	310,900	196,000	271,900
		222,900	292,800	167,800	233,800	249,700	312,100	197,700	274,300
		224,900	294,100	170,200	236,600	251,200	313,200	199,600	276,300
		226,900	295,400	172,500	239,400	252,700	314,300	201,500	278,300
		228,900	296,700	174,800	242,200	254,200	315,400	203,400	280,300
		230,700	297,900	176,900	245,100			205,400	282,100
		232,700	299,200	179,000	247,800			207,300	283,500
		234,700	300,500	181,100	250,500			209,200	284,900
		236,700	301,800	183,200	253,200			211,100	286,300
		238,600	302,900	185,200	256,000			213,000	287,500
		240,100	304,100	187,000	258,400			215,000	288,800
		241,600	305,300	188,800	260,800			217,000	290,100
		243,100	306,500	190,600	263,200			219,000	291,400

に改める。

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
135,700	185,100
136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300

第四のロの表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900

266,600	351,800
270,600	355,000
274,600	358,200
278,500	361,300
282,500	365,000
286,500	368,700
290,500	372,400
294,300	376,000
297,900	378,800
301,500	381,600
305,100	384,400
308,800	387,300
312,600	389,900
316,300	392,500
320,000	395,100
323,600	397,500
326,500	399,800
329,300	402,100
332,100	404,400
335,000	406,800
337,400	408,900
339,800	411,000
342,200	413,100

に改め、別表

295,500	378,800
299,200	381,600
302,900	384,400
306,700	387,300
310,600	389,900
314,500	392,500
318,400	395,100
322,100	397,500
325,100	399,800
328,100	402,100
331,100	404,400
334,200	406,800
336,800	408,900
339,400	411,000
342,000	413,100

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
237,700	323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900
255,200	342,200
259,000	345,500
262,600	348,600

別表第四のイの表中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400
291,800	376,000

210,300	255,400	293,900	325,500	172,600	208,500	246,000	275,700
211,400	256,800	295,500	326,800	174,100	210,100	247,700	277,600
212,500	258,200	297,100	328,100	175,600	211,700	249,400	279,500
213,600	259,600	298,700	329,400	177,100	213,300	251,100	281,400
214,700	260,900	300,100	330,500	178,700	214,900	252,800	283,400
215,800	262,300	301,600	331,600	180,200	216,600	254,500	285,300
216,900	263,700	303,100	332,700	181,700	218,300	256,200	287,200
218,000	265,100	304,600	333,800	183,200	220,000	257,900	289,100
219,100	266,300	306,200	334,700	184,800	221,700	259,600	291,100
220,100	267,600	307,600	335,700	186,100	223,500	261,400	293,000
221,100	268,900	309,000	336,700	187,400	225,300	263,200	294,900
222,100	270,200	310,400	337,700	188,700	227,100	265,000	296,800
223,200	271,300	311,700	338,500	190,100	229,000	266,600	298,600
224,300	272,600	313,000	339,200	191,500	230,700	268,400	300,400
225,400	273,900	314,300	339,900	192,900	232,400	270,200	302,200
226,500	275,200	315,600	340,600	194,300	234,100	272,000	304,000

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100

195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000

197,500	236,800	273,700	305,700	152,600	190,900	226,800	254,700
198,800	238,400	275,400	307,400	154,300	192,600	228,600	256,300
200,100	240,000	277,100	309,100	156,000	194,300	230,400	257,800
201,400	241,600	278,800	310,800	157,800	196,000	232,100	259,300
202,600	243,100	280,500	312,600	159,300	197,600	233,900	260,800
203,800	244,600	282,200	314,300	161,200	199,200	235,500	262,700
205,000	246,100	283,900	316,000	163,200	200,800	237,100	264,600
206,200	247,600	285,600	317,700	165,100	202,400	238,700	266,500
207,500	249,000	287,300	319,200	167,000	204,000	240,300	268,200
208,600	250,600	289,000	320,800	168,900	205,700	241,900	270,100
209,700	252,200	290,700	322,400	170,800	207,400	243,500	272,000
210,800	253,800	292,400	324,000	172,700	209,100	245,100	273,900
211,900	255,400	293,900	325,500	174,600	210,600	246,700	275,700
212,900	256,800	295,500	326,800	176,100	212,200	248,300	277,600
213,900	258,200	297,100	328,100	177,600	213,800	249,800	279,500
214,900	259,600	298,700	329,400	179,100	215,400	251,300	281,400
215,900	260,900	300,100	330,500	180,700	217,000	252,800	283,400
216,900	262,300	301,600	331,600	182,200	218,600	254,500	285,300
217,900	263,700	303,100	332,700	183,700	220,200	256,200	287,200
218,900	265,100	304,600	333,800	185,200	221,800	257,900	289,100
219,900	266,300	306,200	334,700	186,800	223,400	259,600	291,100
220,800	267,600	307,600	335,700	188,100	225,100	261,400	293,000
221,700	268,900	309,000	336,700	189,400	226,800	263,200	294,900
222,600	270,200	310,400	337,700	190,700	228,500	265,000	296,800
223,600	271,300	311,700	338,500	192,100	230,300	266,600	298,600
224,600	272,600	313,000	339,200	193,500	231,900	268,400	300,400
225,600	273,900	314,300	339,900	194,900	233,500	270,200	302,200
226,700	275,200	315,600	340,600	196,300	235,100	272,000	304,000



175,100	206,100	250,000	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000
205,900	234,400	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600
214,100	243,000	287,300	315,200
215,300	244,300	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800

に改め、  
別表第四のハの表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500
179,400	209,800	252,800	278,100
181,500	211,300	254,200	279,600
183,600	212,800	255,600	281,100
185,700	214,300	256,900	282,600
187,800	215,700	258,200	284,200
190,000	217,400	259,600	285,800
192,200	219,100	261,000	287,400
194,400	220,800	262,400	289,000
196,500	222,300	263,900	290,400

219,500	248,500	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800
222,400	251,400	296,600	324,300
223,900	252,900	298,100	325,800
225,400	254,400	299,600	327,300
226,700	255,900	301,000	328,600
228,200	257,500	302,400	330,000
229,700	259,100	303,800	331,400
231,200	260,700	305,200	332,800
232,600	262,400	306,700	334,300
234,000	264,000	308,100	335,700
235,400	265,600	309,500	337,100
236,800	267,200	310,900	338,500
238,300	268,800	312,300	339,700
239,700	270,400	313,700	341,100
241,100	272,000	315,100	342,500
242,500	273,600	316,500	343,900
243,900	275,200	317,700	345,100
245,300	276,700	319,000	346,400
246,700	278,200	320,300	347,700
248,100	279,700	321,600	349,000
249,400	281,300	322,900	350,200
250,900	282,800	324,200	351,400
252,400	284,300	325,500	352,600
253,900	285,800	326,800	353,800

を

197,800	224,000	265,500	292,200
199,100	225,700	267,100	294,000
200,400	227,400	268,700	295,800
201,600	229,200	270,300	297,400
202,900	230,700	271,900	299,100
204,200	232,200	273,500	300,800
205,500	233,700	275,100	302,500
206,800	235,200	276,700	304,000
208,100	236,600	278,200	305,600
209,400	238,000	279,700	307,200
210,700	239,400	281,200	308,800
212,100	240,700	282,800	310,400
213,500	242,000	284,300	312,000
214,900	243,300	285,800	313,600
216,300	244,600	287,300	315,200
217,500	245,800	288,900	316,800
218,900	247,100	290,500	318,300
220,300	248,400	292,100	319,800
221,700	249,700	293,700	321,300
223,100	251,000	295,100	322,800
224,600	252,400	296,600	324,300
226,100	253,800	298,100	325,800
227,600	255,200	299,600	327,300
228,900	256,600	301,000	328,600
230,300	258,100	302,400	330,000
231,700	259,500	303,800	331,400
233,100	260,900	305,200	332,800
234,400	262,400	306,700	334,300

に改める。

**第二条** 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十七条の四第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

**第三条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

**第八条の二** 第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。)に対する県職員給与条例第十七条の四第二項第一号及び学校職員給与条例第二十一条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十七・五」とする。

**第四条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条の二中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

**第五条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「三二九、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」に改める。

第六条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中佐賀県職員給与条例(以下「給与条例」という。)第十一条の四第二項の改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(給与条例第十一条の四第二項及び第十七条の四第二項第一号の改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第五条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第六条第二項の改正規定を除く。附則第六項において同じ。)による改正後の任期付研究員条例(附則第六項において「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

3 第一条中給与条例第十七条の四第二項第一号の改正規定、第三条の規定及



び第五条中任期付研究員条例第六条第二項の改正規定は、平成十九年十二月一日から適用する。

4 平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給（平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例又は第五条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

7 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

参考資料

第一条（佐賀県職員給与条例の一部改正に係る新旧対照表

改正後

（扶養手当）  
第八条 略

2 略

3 扶養手当の月額額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千元、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万千円）とする。

4 略

第九条 略

2 略

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定に係るものの一部分が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただ

改正前

（扶養手当）  
第八条 略

2 略

3 扶養手当の月額額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千元、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき六千円（職員に扶養親族でない配偶者があつては、そのうち一人については六千五百円、職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万千円）とする。

4 略

第九条 略

2 略

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定に係るものの一部分が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただ

し書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(農林漁業普及指導手当)

第十一条の四 略

2 前項の手当の月額、専門技術員については給料月額の百分の六、普及員については給料月額の百分の八に相当するそれぞれの額の範囲内とする。

(勤勉手当)

第十七条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の

し書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族として要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(農林漁業普及指導手当)

第十一条の四 略

2 前項の手当の月額、専門技術員については給料月額の百分の八、普及員については給料月額の百分の十二に相当するそれぞれの額の範囲内とする。

(勤勉手当)

第十七条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の

職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略

職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略